第二十条第一項中「別表第一の一の項」を「別表第一の三の項」に改める。
第二十一条第一項中「別表第一の二の項」を「別表第一の四の項」に改める。
第二十二条第一項中「別表第一の三の項」を「別表第一の五の項」に改める。
第二十三条第一項中「別表第一の四の項」を「別表第一の六の項」に改める。
第二十四条中「別表第一の五の項」を「別表第一の七の項」に改める。
第二十五条中「別表第一の六の項」を「別表第一の八の項」に改める。
第二十六条第一項中「装置」の下に「、器具及び備品」を加える。
第四十七条第一項中「当該地域の特産物である農産物」を「農産物、地域活性化総合特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該地域活性化総合特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第二号において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるもの」に改め、「酒類の製造場」の下に「（第二号において「特区内自己製造場」という。）」を加え、同項第一号中「生産されたもの」の下に「又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（」を「及び」に、「もので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料とした」を「農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていない」に改める。
別表第一中六の項を八の項とし、二の項から五の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項を三の項とし、同項の前に次のように加える。

一	先端的研究開発推進施設整備事業	第十九条の二
二	国際会議等参加旅客不定期航路事業	第十九条の三

第二条　総合特別区域法の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「第五十二条」を「第四十五条」に改める。
第十四条の次に次の一条を加える。
（構造改革特別区域法の特定事業）
第十四条の二　指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るために必要と認めるときは、国際戦略総合特別区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。
一　国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（以下この条及び第三十七条の二において「特定事業」という。）の内容、実施主体及び開始の日に関する事項
二　前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容
三　指定地方公共団体が第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業実施区域」という。）の範囲
2　前項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について第十二条第一項の規定による認定の申請があった場合における同条の規定の適用については、同条第四項中「及び第二項第一号」とあるのは「並びに第二項第一号及び第十四条の二第一項第一号」と、同条第五項及び第十二項中「特定国際戦略事業」とあるのは「特定国際戦略事業及び第十四条の二第一項第一号の特定事業」と、同条第九項中「特定国際戦略事業及び」とあるのは「特定国際戦略事業及び第十四条の二第一項第一号の特定事業並びに」と、同条第十項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号及び第十四条の二第一項各号」とする。
3　前項の規定により読み替えて適用される第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項において同じ。）については、第十二条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。）と、第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）と、特定事業実施区域を同法第二条第一項の構造改革特別区域と、第八条第九項又は第十項の規定により同条第一項の国際戦略総合特別区域の指定が解除された場合及び第十七条第一項の規定により第十二条第十項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。
4　第二項の規定により読み替えて適用される第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画については、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二条第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十七条の規定を適用する。
5　第二項の規定により読み替えて適用される第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。）に係る次条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定の適用については、次条第二項中「特定国際戦略事業」とあるのは「特定国際戦略事業及び前条第一項第一号の特定事業」と、第十六条第二項、第十八条第二項並びに第十九条第二項第二号及び第五項第一号中「特定国際戦略事業」とあるのは「特定国際戦略事業及び第十四条の二第一項第一号の特定事業」とする。
6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。
第十五条第一項中「前条第一項」を「第十四条第一項」に改める。
第三十七条の次に次の一条を加える。
（構造改革特別区域法の特定事業）
第三十七条の二　指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために必要と認めるときは、地域活性化総合特別区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。
一　地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項
二　前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容
三　指定地方公共団体が第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業実施区域」という。）の範囲
2　前項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について第三十五条第一項の規定による認定の申請があった場合における同条の規定の適用については、同条第四項中「及び第二項第一号」とあるのは「並びに第二項第一号及び第三十七条の二第一項第一号」と、同条第五項及び第十二項中「特定地域活性化事業」とあるのは「特定地域活性化事業及び第三十七条の二第一項第一号の特定事業」と、同条第九項中「特定地域活性化事業及び」とあるのは「特定地域活性化事業及び第三十七条の二第一項第一号の特定事業並びに」と、同条第十項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号及び第三十七条の二第一項各号」とする。